

第68回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和4年3月9日 開会

伊方町議会

第68回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和4年3月9日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	3月9日 10時00分宣告
出席議員	1番 田村 義孝 2番 加藤 智明 3番 高月 芳人 4番 木嶋 英幸 5番 末光 勝幸 7番 清家慎太郎 8番 福島 大朝 9番 菊池 隼人 10番 山本 吉昭 11番 中村 敏彦 12番 吉川 保吉 13番 阿部 吉馬 14番 小泉 和也
欠席議員	なし
欠 員	6番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 上田 時茂 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 松澤 広明
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教育委員会事務局長 阿部 茂之
町長提出議案の項目	議案第4号 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第5号 伊方町職員の特殊勤務手当に関する条例及び伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第6号 伊方町消防団条例及び伊方町特別職の職員で非常勤務のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第7号 伊方町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第8号 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第9号 伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第10号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

	定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 11 号	伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
議案第 12 号	伊方町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
議案第 13 号	組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第 14 号	デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第 15 号	伊方町一般廃棄物最終処分場整備基金条例制定について
議案第 16 号	伊方町中小企業・小規模企業振興基金条例制定について
議案第 17 号	伊方町景観条例制定について
議案第 18 号	伊方町港湾整備事業特別会計条例を廃止する条例制定について
議案第 19 号	令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 11 号）
議案第 20 号	令和 3 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 21 号	令和 3 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 22 号	令和 3 年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 23 号	令和 3 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 24 号	令和 3 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 25 号	令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 26 号	令和 3 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 27 号	令和 3 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 28 号	令和 3 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 29 号	令和 4 年度伊方町一般会計予算
議案第 30 号	令和 4 年度伊方町国民健康保険特別会計予算
議案第 31 号	令和 4 年度伊方町学校給食特別会計予算
議案第 32 号	令和 4 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算
議案第 33 号	令和 4 年度伊方町介護保険特別会計予算
議案第 34 号	令和 4 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算
議案第 35 号	令和 4 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算
議案第 36 号	令和 4 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
議案第 37 号	令和 4 年度伊方町風力発電事業特別会計予算
議案第 38 号	令和 4 年度伊方町水道事業会計予算
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし

議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	1 番 田村 義孝議員	2 番 加藤 智明議員

伊方町議会第68回定例会議事日程（第1号）

令和4年3月9日（水）
午前10時00分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」

第 4 一般質問

第 5 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議案第4号)

第 6 伊方町職員の特殊勤務手当に関する条例及び伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第5号)

第 7 伊方町消防団条例及び伊方町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第6号)

第 8 伊方町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議案第7号)

第 9 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (議案第8号)

第10 伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (議案第9号)

第11 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (議案第10号)

第12 伊方町老人憩いの家条例の一部を改正する条例制定について (議案第11号)

第13 伊方町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
(議案第12号)

- 第14 組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について (議案第13号)
- 第15 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について (議案第14号)
- 第16 伊方町一般廃棄物最終処分場整備基金条例制定について (議案第15号)
- 第17 伊方町中小企業・小規模企業振興基本条例制定について (議案第16号)
- 第18 伊方町景観条例制定について (議案第17号)
- 第19 伊方町港湾整備事業特別会計条例を廃止する条例制定について (議案第18号)
- 第20 令和3年度伊方町一般会計補正予算 (第11号) (議案第19号)
- 第21 令和3年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) (議案第20号)
- 第22 令和3年度伊方町学校給食特別会計補正予算 (第1号) (議案第21号)
- 第23 令和3年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号) (議案第22号)
- 第24 令和3年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号) (議案第23号)
- 第25 令和3年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第3号) (議案第24号)
- 第26 令和3年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) (議案第25号)
- 第27 令和3年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算 (第1号) (議案第26号)
- 第28 令和3年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第1号) (議案第27号)
- 第29 令和3年度伊方町水道事業会計補正予算 (第3号) (議案第28号)
- 第30 令和4年度伊方町一般会計予算 (議案第29号)
- 第31 令和4年度伊方町国民健康保険特別会計予算 (議案第30号)
- 第32 令和4年度伊方町学校給食特別会計予算 (議案第31号)
- 第33 令和4年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 (議案第32号)
- 第34 令和4年度伊方町介護保険特別会計予算 (議案第33号)

- 第 3 5 令和 4 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算 (議案第 34 号)
- 第 3 6 令和 4 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算 (議案第 35 号)
- 第 3 7 令和 4 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 (議案第 36 号)
- 第 3 8 令和 4 年度伊方町風力発電事業特別会計予算 (議案第 37 号)
- 第 3 9 令和 4 年度伊方町水道事業会計予算 (議案第 38 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（小泉和也） おはようございます。これより、伊方町議会第68回定例会を開会いたします。

只今の出席議員は、13名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（小泉和也） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。本日ここに、伊方町議会第68回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、ロシアによるウクライナ侵攻につきましては、連日目を疑いたくなるような光景が報道をされております。このことはロシアの力による一方的な現状変更を試みる行為であり、多くの犠牲者や避難民も出ております。これは戦後の国際秩序の根幹を揺るがすものであり、核兵器の使用を示唆したことは、唯一の被爆国である我が国の世界の恒久平和を願う気持ちを踏みにじるもので、中でも、原子力発電所や核関連施設への攻撃については、原発立地町といたしまして、非常に重く受け止めており、断じて看過できず、強く非難するものであります。国におきましては、引き続き、あらゆる外交手段を駆使し、ロシア軍の即時撤退と、速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く望んでいる次第でございます。

次に、新型コロナウイルスの感染状況につきましては、報道等でもご案内のとおり、全国的にも、未だに多くの新規感染者が報告をされ、愛媛県内でも連日多数の感染者が確認をされております。伊方町におきましても、各種対策に万全を期しており、3回目のワクチン接種につきましても、安心・安全に接種いただけますように引き続き全庁一丸となって取り組んでいるところでございます。町民の皆様にも引き続き、感染拡大の防止に関しまして、一層のご協力をお願いする次第でございます。

また、亀ヶ池温泉の再建に関しましては、多くの励ましの声やご寄付をいただき、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。おかげをもちまして、現在では、4月の仮オープンに向けて順調に推移をしており、今後も、以前にも増して、皆様にも喜ばれ、親しまれ、観光拠点の一翼を担う施設を目指し、復活オープンに向けて、取り組んでまいります。

さて、今定例会には、伊方町第2次総合計画後期基本計画を基本に、令和4年度に取り組む施策を当初予算案に盛り込んでおりますので、新規事業をはじめ、その一端を申し述べさせていただきます。

まず「保健・医療・福祉」の分野につきましては、「結婚・出産・子育てへの支援の充実」を図るために、経済的理由により結婚に踏み出せない方を対象に、婚姻による新生活に係る費用を支援するための「新婚生活支援事業」に取り組んでまいります。

次に、「社会基盤の充実」の分野につきましては、「生活環境の充実」に向けて、令和3年度から進めております「一般廃棄物最終処分場建設事業」につきまして、基本設計や生活環境影響評価などの調査結果を踏まえ、実施設計に着手し、3年後の完成に向けて、取り組んでまいります。

次に、「防災・減災」の分野につきましては、「消防・防災体制」の充実を図るため、火災等の出動現場における情報連絡の質の向上を図るための「消防団IP無線機整備事業」に取り組んでまいります。

次に、「移住・定住」の分野につきましては、「U・I・Jターン移住促進」といたしまして、地域おこし協力隊の任期中及び任期満了後における隊員の起業を支援し、町内への定住を促進するとともに、地域の活性化を図るための「地域おこし協力隊起業支援事業」に取り組んでまいります。

次に、「産業・観光」の分野につきましては、「水産業の振興」を図るため、放流効果を高めて、漁獲量の増加を図ることを目的に、アワビの生息に適した藻湯を整備するための、「アワビ増殖用プレート設置工事」に取り組んでまいります。

また、「観光・商工業の振興」を図るため、昨年12月に設立をした佐田岬観光公社と連携し、観光地域づくり法人、DMOの登録に向けた連携事業に取り組んでまいります。

次に、「教育・スポーツ・文化」の分野につきましては、「学校教育の充実」を図るため、一定期間経過した小中学校の情報機器の更新を行い、学力の向上とともに情報教育のさらなる推進と日常化に繋げるための、「小中学校情報機器更新事業」に取り組んでまいります。

また、「伊方町地域博物館等整備工事」につきましては、実施設計の成果を基に、令和5年度中の開館を目指し、工事に着工をいたします。

次に、「住民協働・行財政」の分野につきましては、個人、法人及び民間団体等が、地域経済の活性化及び地域の一体的発展を図るための新規事業、事業継続及び地域づくり事業に対する支援を拡充するため「新規事業・事業継続チャレンジ支援事業」に取り組んでまいります。

他にも、重要施策事業として位置付けております、「民間との連携した施策の推進」として、「伊方町チャレンジフィールドプロジェクトの推進」や「地域プロジェクトマネージャーの導入」、更には、「新型コロナウイルス感染症対策休業等支援事業」などにも取り組んでまいります。

以上が、令和4年度の当初予算案に盛り込んでおります、新規事業などでございますが、現行の使用済核燃料税につきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間を課税期間としておりますが、万が一、伊方発電所で事故が起きた場合に備え、防災・減災対策や避難道路の整備など、住民の安心・安全な暮らしを守るために引き続き取り組むべき事業や使用済燃料の敷地内貯蔵が一時的な保管であることを担保するためにも、制度を継続する必要があると考えており、今後、事業者との協議が整い、方向性がまとまりましたら、議会の皆様にご報告をさせていただき、ご助言とご協力を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・ 条例制定に関する議案が、15 件
- ・ 令和 3 年度一般会計及び特別会計補正予算が、10 件
- ・ 令和 4 年度一般会計及び特別会計当初予算が、10 件
- ・ 工事請負契約の変更締結に関する議案が、1 件
- ・ 人事に関する議案が、2 件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしがいまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、1 番 田村義孝議員、2 番 加藤智明議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（小泉和也） 日程第 2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 16 日までの 8 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、8 日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小泉和也） 日程第 3「諸般の報告」を行います。お手元に配布してありますとおり、監査委員から地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、定期監査報告書並びに同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（小泉和也） 日程第 4「一般質問」お手元に配布の一般質問通告一覧のとおり、田村義孝議員から一般質問が出ておりますので、会議規則第 61 条の規定により、一般質問を許します。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し一つの大綱につき、2 回以内と定めます。

田村義孝議員一般質問、大綱 1 をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） おはようございます。佐田岬半島も河津桜や菜の花が咲き誇り春らしくなってきました。連日メディアでは、ウクライナの情勢が報じられております。ウクライナの人々に当たり前の日常が早く戻ってくるように祈るとともに対岸の火事ではなく、平和やエネルギー問題について、改めて考える機会にしたいと思っております。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告にしたがい一般質問をさせていただきます。

大綱 1 釣り客のマナーとゴミ問題について

町民のみなさんから釣り客のゴミ問題についての相談をよく受けます。中には釣り客のマナーが悪くファミリー客はオムツを捨てたり、コンビニの弁当容器などを捨て、風が強い日には自宅の前で舞っているという話を聞きます。そういうこともあり、なかなか改善がされないので、停止線をはって波止場に入るのを制している地域もあるようです。

基本的に海はみんなのものですが、漁民のみなさんにとっては生活の糧を得る大切な場所でもあります。

そこで、2点についてお尋ねをいたします。

1点目、現在、町内の釣り客のゴミ問題はどのように認識をし、また町としてはどのように対策をしているのでしょうか。お尋ねをいたします。

2点目、町民の中には条例で定めて罰金をとるとか、車のナンバーを公表してはどうかという意見もお聞きしますが、中にはマナーのよい釣り客もいらっしゃいます。話をしてみると、自分たちは、釣らせていただいてありがたいから、逆にゴミを拾って帰るんよと言うお声もお聞きします。当町には環境美化袋もありますし、ゴミを拾ってくださる釣り客には評価をしてあげて、環境美化袋で拾ったゴミをゴミステーションに入れて写メを撮って役場に送ったら、ポイントがもらえ、ポイントに応じて金メダル、銀メダル、銅メダルなどを与えて、それを首からぶら下げていると、町内では優良な釣り客として特典が受けれたりするような仕組みができないでしょうか。そのように、誰が見ても優良な釣り客と見えることで、マナーの悪い釣り客も改善がされたり、お互い注意をしあったりもするような環境も生まれるかもしれません。

以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の一般質問大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱 1 「釣り客のマナーとゴミ問題について」のご質問にお答えをいたします。

町内での釣りに関しましては、他には類を見ない佐田岬半島の自然環境が、多くの釣り人を魅了している反面、近年におきましては、近隣住民や漁業関係者から、マナーの悪さを指摘される案件が発生をしているのも事実で、その対策が求められております。

このような中、ご質問1点目の「釣り客のゴミ問題に関する認識と対策」につきましては、特に生活区域に近接をしている漁港・港湾施設におきましては、近隣住民や漁業関係者の方々より、持ち込みゴミの放置による生活環境への苦情や情報の提供をいただいております。町としても、これらの事案は、直接的な生活への影響及び自然環境の悪化に対する要因であることも十分に認識をいたしております。その対策といたしましては、事案ごとに詳細な状況を確認したうえで、マナーの啓発や注意を促す看板を、現在町内52箇所に設置をし、特に悪質な事案に対しましては、地域住民や漁業関係者との協議により、施設内への立ち入りの制限を示す看板も現時点において、2地区に設置をいたしてあり、加えて、釣り客自身の転落事故が多発する場所におきましては、安全面を優先し、進入防止柵で、立ち入りを抑制するなどの対策を行っております。いずれにいたしましても、釣り人を魅了する佐田岬半島の特色を損なうことなく、ゴミ問題の解消を含め、釣り人と近隣住民が良好な関係を構築し、笑顔で交流できますように、今後も、マナー向上の啓発に重点を置き、地元のご意見もお聞きをしながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目の「釣り客のマナーに対する評価」に関しましては、釣り客が持ち込んだゴミは、持ち帰っていただくこのことが基本ではありますが、議員ご提案の、ゴミを拾って帰る優良な釣り客を正當に評価し、特典などを付与するということは、釣り客全般へのマナーの普及啓発や改善に効果ができる一つのご提言であると考えております。町では、本年1月に、「海」を起爆剤とした、地域活性化の取り組みを協議し、事業を展開するために、町職員による「海洋活性化プロジェクトチーム」を設置をいたしてありますので、このプロジェクトチームを中心に、議員のご提案も踏まえ、マナーの良い釣り客を評価する仕組みづくりについて、検討をしてまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 失礼します。現在の改革や努力についてはよくわかりました。例えば、優良な釣り客を評価するということは、非常に有効とありますが、それ以外にも監視カメラの設置であるとか、釣り客が釣具を買う際に釣具店との連携により、意識啓発を強化していく、そういうことはできないでしょうか。

また、町長ご紹介の海洋活性化プロジェクトチーム、非常に期待をするところでありますが、どのような構成メンバーになっておるのか。お尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） まず、どのようなことがマナーの向上に関して有効なのかという事は、

先ほども答弁いたしましたようにプロジェクトチームのメンバーの中で、十分に議論をして、費用対効果の関係もありますし、地元住民のご意見もくみ上げながら、十分に今後検討してまいりたいというふうに思っております。メンバー構成につきましては、担当課長から申し述べさせていただきます。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） それでは、プロジェクトチームの構成メンバーについてご説明をいたします。メンバーは全部で6名でございます、室長が1名、主任が2名、主査が1名、主事が2名で、農林水産課の職員2名を含めまして、合計6名でございます。

○議長（小泉和也） 暫時休憩いたします。

休憩 10時23分

再開 10時28分

○議長（小泉和也） 再開いたします。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 監視カメラの件につきましては、悪質な釣り客等が出た場合には検討いたしたいと思いますが、今のところ悪質な釣り客等はございませんので、ご了承願ったらと思いません。

また、釣具店での啓発につきましては、今後検討していきたいと思えます。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 広く多くの人意見を集めて、判断するため、町ホームページでのパブリックコメントの募集などにも活用をいただきたいと思えます。また、先日新聞報道等でもありましたが、亀ヶ池温泉復興提案のように、次の世代の力を借りながら、町行政に対して提案をいただき、プロジェクトに関わるにより郷土愛をはぐくみ自分ことにつながるそんな仕組みを亀ヶ池温泉の時の事例を活かしながら、取り入れていただきたいと思えますが、これについていかがでしょうか。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 田村議員の町ホームページでのパブリックコメント等につきましては、先ほど海洋活性化プロジェクトチーム等を使用してですね、検討をしていく、そういった中でですね、こういったことも含めて、プロジェクトチームの取りまとめたそういう計画いわゆる提案そういうふうなものについて、必要に応じて判断をさせていただきたいというふうに思っております。

それから今後、若手職員を中心としたプロジェクトチームというのは他のテーマについての設置をしてまいりたいというふうに考えております。亀ヶ池温泉ワーキンググループ、非常に重要な役割を果たしております。企画提案そういうところに通じる重要な提案をしたく、そういう実績を踏まえまして、プロジェクトチームの設置については、積極的に実施したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の大綱1を閉じます。

田村議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 大綱2 海洋ゴミについて

佐田岬半島はご存じの通り三方を海に囲まれておりますから、瀬戸内海では広島のカキ養殖パイプを中心に瀬戸内海のゴミ、宇和海は南の方からの漁具や発泡スチロールなど、海流の関係でたくさんゴミが流れつきます。海岸線は県の管轄ではありますが、県も海洋ゴミの撤去には困っているような状況だと思います。現在、八幡浜の海ゴミ回収団体が「海からしか拾えない海ゴミ」を拾ってくださっています。また、その団体の意識啓発の活動により、TVでもよく流れますが、町内高浦の御所ヶ浜においては陸路からいける場所としては町内最大級の長年堆積した海ゴミが層をなしており、現在では、手ぶらで来てゴミが拾えるように備え付けのボックスには、環境美化袋が入っており、拾ったゴミも捨てれるようにゴミステーションも設置をし、定期的に回収する仕組みを作ったところ町内外からたくさんのボランティアの方が来てくださっているような状況になりました。この場を借りて、改めてお礼を申し上げます。

また、八幡浜の海ゴミ回収団体が拾った「真珠養殖ブイ」を使い、当町の町づくり団体が連携をして「ブイアート」のワークショップを行い、子どもたちに海の現状を伝えながらアートを通して楽しく「海の現状」を学んでもらっています。この活動は今や伊方町から全国へ広がり、山形、横浜、和歌山、広島と全国の仲間と連携をして各地でブイアートのワークショップを通して意識啓発を行うまでに育ちました。このようにSDGsの14番「海の豊かさを守ろう」を伊方町では実践しております。

そこで2点についてお尋ねをいたします。

1点目、このような現状を踏まえ、海洋ゴミについて、どのように受け止めそしてどのような対策をおこなっているかお尋ねします。

2点目、環境省の事業の中に、「海岸漂着物等地域対策推進事業」という補助制度がありまして、目的は近年、海洋ゴミによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されて

いる。都道府県や市町村等が実施する海洋ゴミ対策への支援を通じて海洋ゴミの削減を図り、もって海洋環境保全に資するというものです。回収・処理事業、発生抑制対策事業として、補助率9/10から7/10、さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置されます。かなりの優遇措置となっております。このような事業を活用することにより、官民一体となり故郷の海をきれいにし次世代につなげていきたいと思っております。2点についてお伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱2「海洋ゴミについて」のご質問にお答えをいたします。

近年、海洋ごみ問題につきましては、海洋環境の悪化、船舶の航行の妨げなど、世界中で問題視され、連日のように報道をされております。特に、プラスチックは、世界全体で、年間800万トンを超える量が海上に流出しているとの推計も出されており、このままでは、2050年までには、魚の重量を上回ると予想されるなど、持続的に海洋資源を得ることができなくなり、地球規模での環境汚染が懸念されております。

このような中、ご質問1点目の「海洋ゴミについての受け止め方と対策」につきましては、議員ご指摘のように美しく豊かな海に恵まれた本町におきましても、いたるところで、プラスチックをはじめ、大量の海洋ごみが漂着をしており、沿岸の環境悪化にとどまらず、水産業や観光にも影響を及ぼす、深刻な問題であると認識をいたしております。これの対策といたしましては、各地域で年数回、海岸清掃を実施しており、令和2年度は、燃えないゴミ約16トン、燃えるゴミ約7トン、発泡スチロール約1トン、計約24トンを回収をいたしております。また、原因となるゴミを減らす対策も必要で、伊方町だけにとどまらず、広域的な取り組みも求められておりますので、引き続き、県の海岸漂着物対策推進協議会などとも連携のもと、周知、啓発に努めるとともに、住民参加の海岸や河川等での清掃イベントなどの実施にも取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の「海岸漂着物等地域対策推進事業の活用」につきましては、町では、令和2年度から議員ご紹介の補助事業を活用し、海洋ゴミの削減に取り組んでおります。令和2年度の実績といたしましては、総事業費125万4千円で、塩成海岸の海岸漂着物を回収し、その量は、発泡スチロールをはじめ、漁業用ブイなど、約1.6トンとなっており、回収したブイにつきましては、「ブイアート」の材料として活用されております。また、令和3年度につきましても、同事業に、総事業費114万4千円をかけて、三崎地域サザエ海岸他宇和海沿岸の海岸漂着物の回収に取り組んでいるところでございます。引き続き、令和4年度も同事業の補助要望を行うことといたしており、漁業用ブイだけでなく、流木についてもエネルギー源として活用することを目指しております。今後とも、地域の方々や関係機関と協力し、環境汚染防止、自然及び景観の維持、回復を図り、豊かな自然を後世に残すために、海洋ゴミ対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 現在も制度を利用して、おられるとのことでしたが、例えば、高浦、御所ヶ浜に関して言えば、陸路からも行ける場所にあります。この補助事業というのは、町単独で環境省に上げることができず、県をとおしてということもあるんでしょうが、例えば重機を入れてもう撤去をしないとイケないぐらいのレベルでもう何十年にも亘ったゴミが堆積しているような状況であります。重機を入れて行うということになれば地域の土木業者の仕事もできますし、雇用の維持にもつながります。さらには、引き続き、海からしか拾えない場所についても継続して段階的に予算を増やし、おこなっていただきたいと思います。この点についていかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） お答えいたします。重機を入れて行う場合ということですが、各地域で海岸清掃を実施する場合、事前に申請をいただいたら、環境美化袋を配布いたします。また、要望がありましたら、担当職員が出向いて、海洋ゴミの分別方法の説明もいたします。また、ゴミの量によりましては、一般廃棄物処理場とか南環境センターの方へ、運搬も町の方で行っております。先ほど、田村議員のご質問の中に重機を入れてという場合があると思いますが、例えば台風とかで大量なゴミが発生した場合には、町民課と建設課がタイアップして、そこら辺で重機を入れて、することも可能かと思っております。

2点目の補助事業の関係ですけれども、県内20市町の内、14の市町が海に隣接しております。その中で6地域だけこの事業に対して、事業をおこなっております。補助率は非常に高いので、伊方町でも1カ所、2カ所、3カ所できないか検討をしているところでございます。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 力強い答弁をいただきました。私も実現のゴミ0に向かって、海ゴミ0に向かって実現できるように関係各省に働きかけ努力をしてまいりたいと思います。

先ほど県内20市町の内、14市町が海岸線に隣接し、6市町の利用ということなんですが、海岸線がつながっている市町との連携も含めてもっと活発にできないものかお尋ねをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱2再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） お答えいたします。伊方町で、船でしか行けない海岸の数は100以上ございます。そこで、八幡浜市と隣接しているところとの連携でございますけれども、今後検討はしていきたいと思っております。とりあえず伊方町に100ヵ所以上あるということで、そこら辺をpushして交渉を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は、11時から。

休憩 10時50分

再開 11時00分

議案第4号

○議長（小泉和也） 再開いたします。日程第5「伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第4号 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件緩和等の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、別添参考資料で説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。主な改正内容を説明いたします。まず、第2条第1項第3号のアの「(ア) 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」を削除し、(イ)を(ア)に、また、(ウ)を(イ)に改めます。

次の頁をお願いします。第19条第2号中、「次のいずれにも該当する」を、「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改めます。更に、「ア」及び「イ」を削除します。次に、第23条と第24条を追加いたしますが、第23条第1項として「任命権者は、当該職員又はその配偶者が妊娠又は出産を申し出たときは、育児休業に関する制度を知らせるとともに、面談その他の措置を講じなければならない。」第2項は、「任命権者は、職員が申出を理由として、不利益が生じないようにしなければならない。」を追加いたします。

次の頁をお願いします。第24条として、「育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次の措置を講じなければならない。」としまして、研修の実施、相談体制の整備及び勤務環境の整備を追加いたします。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第4号「伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号

○議長（小泉和也） 日程第6「伊方町職員の特殊勤務手当に関する条例及び伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第5号を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第5号 伊方町職員の特殊勤務手当に関する条例及び伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、保育に関連する業務に従事する職員の処遇改善を図ることを目的として、処遇改善手当の規定を整備するため、関係条例の改正を行うものであります。改正内容につきましては、別添参考資料で説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

まず、「伊方町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正第1条関係」でございます。主な改正内容を説明いたします。第2条の特殊勤務手当の種類に、「第7号処遇改善手当」を加えます。

次に、第9条として、第2条に追加した「処遇改善手当」を加えるものであります。第1項は施設について、第1号は保育所を、第2号は、児童クラブとしています。第2項は、手当の額を定めるもので、次の頁をお願いします。第1号は、正職員及びフルタイム会計年度任用職員は1月につき9,000円。第2号は、パートタイム会計年度任用職員は、報酬として得られる額を定めるものであります。

次に、「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正第2条関係」でございます。第20条中、第8条を第9条に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第5号「伊方町職員の特殊勤務手当に関する条例及び伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号

○議長（小泉和也） 日程第7「伊方町消防団条例及び伊方町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○危機管理監（谷村栄樹） 議長

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） 議案第6号 伊方町消防団条例及び伊方町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、消防庁が策定した非常勤消防団員の報酬等の基準に基づき、消防団員の処遇改善を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

別添の参考資料、新旧対照表をご覧ください。まず、伊方町消防団条例につきましては、各条文の「水火災」を「災害」に、「手当」を「報酬」に改め、用語の整理を行うものでございます。

また、第16条第1号、災害出動報酬及び同条第2号、警戒訓練報酬の金額について、それぞれ、従事した時間数に応じた金額を支給するよう改正するものでございます。

2頁をお願いします。伊方町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、別表の団員の年額報酬を36,500円に引き上げるよう改正し、これに伴い、班長報酬を39,000円に、部長報酬を42,000円にそれぞれ引き上げるよう改正するものでございます。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第6号「伊方町消防団条例及び伊方町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号

○議長（小泉和也） 日程第8「伊方町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第7号 伊方町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。第14条の「利率」を「利率及び保証人」とし、据置期間経過後の利率、「3パーセント」を「無利子」に改め、保証人の規定を加えます。

第15条第1項中、「年賦償還（又は半年賦償還）」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、第16条に「支給審査委員会」の設置規定を加えます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第7号「伊方町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号

○議長（小泉和也） 日程第9「伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第8号 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。第6条第5項中「行う者」を「行う施設」に改め、本則の次に1章を加え、第6章第49条に「電磁的記録」とし、書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定しています。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第8号「伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第9号

○議長（小泉和也） 日程第10「伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第9号 伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。特定教育・保育施設等が行う事業に係る諸記録の作成等を電磁的記録により行うことができることとするため、第5条第2項から3頁の第6項までと、第38条第2項を削り、5頁の第53条「電磁的記録等」を追加するほか、国に準じた所要の改正を行うものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第9号「伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号

○議長（小泉和也） 日程第11「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第10号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。第10条第2項中、「放課後児童支援員の数」に「又は補助員」を加え、同項、ただし書きを削るものであります。

附則第2条中、職員の経過措置、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、1年間延長しております。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第10号「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 1 1 号

○議長（小泉和也） 日程第 12「伊方町老人憩いの家条例の一部を改正する条例制定について」議案第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第 11 号 伊方町老人憩いの家条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、令和 4 年 3 月 31 日付けをもって、「川永田老人憩の家」を廃止するための改正でございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。第 2 条関係、別表に掲げております「川永田老人憩の家」の項を削除することにより、廃止とするものでございます。

附則として、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） 暫時休憩いたします。

休憩 11 時 23 分

再開 13 時 00 分

○議長（小泉和也） 高月議員が消火活動のため、遅れて来る旨の連絡がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号「伊方町老人憩いの家条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 1 2 号

○議長（小泉和也） 日程第 13「伊方町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」議案第 12 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第 12 号 伊方町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、「国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。第 3 条中「本町内」を「本町区域内」に、「同条」を「第 116 条の 2」に改め、「被保険者」の次に「（町が保険料を徴収する者に限る。）」を加えます。同条の次に 1 項を加え、「前項に規定するもののほか、町長が特別の事情があると認める者」の規定を加えます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 12 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号「伊方町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号

○議長（小泉和也） 日程第 14「組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」議案第 13 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第 13 号 組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、事務事業を迅速かつ的確に執行し、町民サービスの向上に資することを目的として、組織・機構の見直しを実施するため、関係条例の整備を行うものであります。

改正内容につきましては、別添参考資料で説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

まず、「伊方町事務分掌条例の一部改正第 1 条関係」でございます。第 2 条中、「交通」の次に「安全」を加え、「第 10 号定住、移住及び企業誘致に関すること」の次に、「第 11 号地域公共交通に関すること。」を加えるものであります。

次に、「伊方町職員の給与に関する条例の一部改正第2条関係」でございます。まず、第19条第5項中、「主任」を「係長」に改めます。

次の頁をお願いいたします。別表第5のアの表中「主任」を「係長及び主任」に、「室長」を「係長」に、「課長及び支所長」を「課長補佐」に、「総務課長」を「課長及び支所長」に改めるものであります。

次に、「伊方町瀬戸町民センター条例の一部改正第3条関係」でございます。第4条第2号及び第5条第2項中、「主任」を「係長」に改めるものであります。

次の頁をお願いします。「伊方町保健センター条例の一部改正第4条関係」でございます。第3条第2号中、「主任」を「係長」に改めるものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第13号「組織・機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（小泉和也） 日程第15「デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」議案第14号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（橋本泰彦） 議長

○議長（小泉和也） 総務課長

○総務課長（橋本泰彦） 議案第14号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

改正内容につきましては、別添参考資料で説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

まず、「伊方町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正第1条関係」につきましては、第1条中、「第19条第9号」を、「第19条第11号」に改めるものでございます。

次に、「伊方町個人情報保護条例の一部改正第2条関係」につきましては、第43条の2中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」にそれぞれ改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するとしています。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第14号「デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第15号

○議長（小泉和也） 日程第16「伊方町一般廃棄物最終処分場整備基金条例制定について」議案第15号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第15号 伊方町一般廃棄物最終処分場整備基金条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、安心・安全で快適な生活環境の構築を図る一般廃棄物最終処分場整備の財源に充てるため、伊方町一般廃棄物最終処分場整備基金を設置するものでございます。

それでは、内容につきまして説明させていただきますので、次の頁をお願いいたします。

第1条の「設置」につきましては、先ほどと重複いたしますので、省略いたします。

第2条では、「積立て」として、基金として積み立てる額は、伊方町電源立地地域対策交付金事業の財源をもって基金に積み立てる額としております。

第3条では、「管理」について、第4条では、「運用益金の処理」といたしまして、基金の利益は、予算に計上して編入するものとしてしております。

第5条では、「繰替運用」について、第6条では、第1条の目的を達成する財源に充てる場合に限り、処分することができるとしております。

最後に、附則といたしまして、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとしており、第2項では、「この条例の失効」として、基金設置の目的により処分した日に効力を失うこととしております。

以上ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第15号「伊方町一般廃棄物最終処分場整備基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第16号

○議長（小泉和也） 日程第17「伊方町中小企業・小規模企業振興基本条例制定について」議案第16号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（清水浩二） 議長

○議長（小泉和也） 観光商工課長

○観光商工課長（清水浩二） 議案第16号 伊方町中小企業・小規模企業振興条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、小規模企業振興基本法の施行に基づき、本町における小規模企業政策の一層の推進を図るために制定し、小規模企業振興を明確に位置付けるためのものであります。

それでは条例の内容について説明させていただきますので、1頁をご覧ください。第1条につきましては、中小企業・小規模企業の成長発展並びに地域経済の活性化を図ることを目的としております。

第2条につきましては、各号に掲げる中小企業者・小規模企業者・商工会の用語について中小企業法・商工会法の規定に基づくものと定義付けております。

第3条「基本理念」におきましては、中小企業・小規模企業の振興は、成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することが基本としております。

第4条「基本施策」では、「中小企業・小規模企業の経営基盤強化」、「町内維持及び新たな事業展開への支援」、「事業継続及び創業、人材の育成及び雇用の安定」、「関係機関のネットワークの構築」、「情報の収集、提供及び発信」、「資金調達の円滑化」など基本として行うこととしております。

続きまして2頁をご覧ください。第5条におきましては、町の責務を明確にし、第6条から第7条で事業者及び商工会の役割を位置付け、第8条におきまして、町民は中小企業・小規模企業の健全な発展を理解し協力するよう求めております。

第9条につきましては、施策の実施状況を検証し、施策の策定及び実施に努めることとしております。

第10条では、町は必要な財政措置を講ずるものとし、第11条でこの条例に関する必要な事項は

町長が別に定めることとしております。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第16号「伊方町中小企業・小規模企業振興基本条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（小泉和也） 日程第18「伊方町景観条例制定について」議案第17号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第17号 伊方町景観条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、景観の整備・保全を目的として平成16年に制定された景観法の施行及び法の規定に基づき本町が令和2年3月に策定した伊方町景観計画の運用に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

条例の制定内容についてご説明いたしますので、1頁をお願いいたします。第1条は条例の目的で、良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条で用語の定義を、第3条及び第4条は、町及び町民並びに事業者における責務を、第5条から第7条は、景観計画に関する策定及び変更並びに法で定める住民等による提案に関する団体について定めたものであります。

2頁をお願いいたします。第8条は景観重要区域の指定を、第9条から第14条は、法に基づく行為に関する規定で、届出、協議及び勧告に関する手続き並びに行為完了等の報告について定めております。

第15条は、空地等の所有者等に対し景観に配慮した管理の要請を、3頁をお願いいたします。第16条は、景観重要建造物及び樹木の指定等の手続きについてを、第17条は、伊方町景観審議会の設置、及び調査・審議に係る事項を定めたものであります。第18条は委任条項であります。

最後に、附則ですが、「この条例は令和4年4月1日から施行する」こととしております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号「伊方町景観条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 18 号

○議長（小泉和也） 日程第 19「伊方町港湾整備事業特別会計条例を廃止する条例制定について」議案第 18 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 18 号 伊方町港湾整備事業特別会計条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、伊方町港湾整備事業特別会計の予算を一般会計に一元化し、事業全体の合理化・効率化を図るため、本条例を廃止するものでございます。

制定の内容につきましては、別添資料にてご説明いたしますので、別添の資料をお願いいたします。

伊方町港湾整備事業特別会計条例は、廃止する。としております。付則として、1に「この条例は令和4年4月1日から施行する」、2に「この条例による廃止前の伊方町港湾整備事業特別会計条例による伊方町港湾整備事業特別会計に係る令和3年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。」としております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号「伊方町港湾整備事業特別会計条例を廃止する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 19 号

○議長（小泉和也） 日程第 20「令和3年度伊方町一般会計補正予算（第11号）」議案第 19 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 19 号 令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 11 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 9 億 2,583 万 8 千円を増額し、総額を 116 億 8,417 万 7 千円とするものであります。

内容といたしましては、各事業費等の精算見込による減額を計上したほか、歳出における増額として、財政調整基金積立金に 4 億 208 万 6 千円、亀ヶ池温泉再建基金積立金に 1,549 万 9 千円、ふるさと応援寄附金関連経費に 1,189 万 7 千円、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費に 946 万 2 千円、伊方町一般廃棄物最終処分場整備基金積立金に 3 億 9,584 万 2 千円、水道事業会計補助金に 8,000 万円、鳥津道路新設基金積立金に 5,000 万円、放射線防護施設新築事業に 5 億 1,306 万 2 千円などを計上いたしております。

一方、歳入につきましては、地方交付税に 1 億 7,260 万 7 千円、最終処分場整備基金造成交付金に 3 億 9,584 万 2 千円、鳥津道路新設基金積立金交付金に 5,000 万円、原子力災害対策施設等整備費補助金に 4 億 7,894 万円、ふるさと応援費寄附金に 2,500 万円、亀ヶ池温泉再建寄附金に 1,199 万 9 千円、地域振興費寄附金に 5,000 万円などを計上いたしております。

次に、第 2 表繰越明許費については、21 事業、8 億 2,763 万 9 千円を計上いたしております。

以上、令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 11 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の 24 頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費（24 頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費（24 頁～30 頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費（30 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費（31 頁） 質疑ありませんか。

4 項 選挙費（31 頁～32 頁） 質疑ありませんか。

5 項 統計調査費（32 頁） 質疑ありませんか。

6 項 監査委員費（32 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

- 1 項 社会福祉費（33 頁～35 頁） 質疑ありませんか。
- 2 項 児童福祉費（35 頁～37 頁） 質疑ありませんか。
- 3 項 老人福祉費（37 頁～38 頁） 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

- 1 項 保健衛生費（39 頁～43 頁） 質疑ありませんか。
- 2 項 清掃費（43 頁） 質疑ありませんか。
- 3 項 水道費（43 頁） 質疑ありませんか。
- 4 項 下水道費（44 頁） 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

- 1 項 農業費（44 頁～46 頁） 質疑ありませんか。
- 2 項 林業費（46 頁） 質疑ありませんか。
- 3 項 水産業費（46 頁～47 頁） 質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 節の 12 番委託料、地域おこし協力隊（水産振興）の 200 万あまり減額になってるんですが、これはどういった理由の流れですか。割り当てがあったのが使いこなせてないのか、それとも減額した事業は満足にできてなかったということなんですか。その説明をお願いします。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 地域おこし協力隊についてご説明いたします。現在、水産業の地域おこし協力隊は 1 名活動中のございまして、今年度の予算として、2 名の報酬を令和 4 年 1 月からする予定で計画いたしておりました。また、現在も活動している協力隊の特例の措置として、来年度からも継続する予定となったことと、それから一部諸般の事情もございまして、今年度の募集を取りやめることとなりましたので、今回減額いたしております。以上でございます。

○議長（小泉和也） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 2 名のところを 1 名となったというのが大きな流れですかね。それともう 1 点、先ほど継続的なことができた。今後、これ漁協におられる方のことだと思うんですが、継続になった場合に、従来水産振興の件に関しては漁協の方をお願いをして、水産加工物等々を生産協力ということで、携わっておるようにお聞きしておるんですが、今後の職場的なものは一緒の捉え方でよろしいんですか。

○農林水産課長（菊池暁彦） 議長

○議長（小泉和也） 農林水産課長

○農林水産課長（菊池暁彦） 現在の協力隊の方につきましては、ご指摘のとおり三崎漁協の方で勤務していただいておりますが、4 月からは勤務形態を変更することにいたしております。住居につきましても転居を予定しておりまして、三崎支所を中心に活動をする予定としております。

○議員（阿部吉馬） はい、終わります。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）

7款 商工費

1項 商工費（47頁～48頁） 質疑ありませんか。

8款 土木費

1項 土木管理費（49頁） 質疑ありませんか。

2項 道路橋梁費（49頁～50頁） 質疑ありませんか。

3項 港湾費（50頁～51頁） 質疑ありませんか。

4項 住宅費（51頁） 質疑ありませんか。

5項 公園費（51頁～52頁） 質疑ありませんか。

6項 公共下水道費（52頁） 質疑ありませんか。

7項 集会所費（52頁） 質疑ありませんか。

8項 砂防費（52頁） 質疑ありませんか。

9款 消防費

1項 消防費（53頁～54頁） 質疑ありませんか。

10款 教育費

1項 教育総務費（54頁～56頁） 質疑ありませんか。

2項 小学校費（56頁） 質疑ありませんか。

3項 中学校費（57頁） 質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 教育振興費の18節、派遣補助これちょっとお伺いしたいんですけども、今まではいわゆる旅費、宿泊費の2分の1を補助するという規定の中で運用されとったわけなんですけども、伊方中学校の吹奏楽部ですかね、その時に10分の10だということで、今回もそういうふうなかたいになったんだろうと思うんですけども、そこら辺のいわゆる判断の基準といたしますか。ちょっとお伺いいたします。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 教育振興費の派遣補助について、ご説明させていただきます。本件は、伊方中学校軟式野球部が全国大会出場に関しての派遣補助を行うものでございますが、当初野球部全国大会出場につきましては、全日本軟式野球連盟主催の事業ということで、これはスポーツ関係の事業ということで、教育委員会事務局内の二つの補助金の内学校行事かスポーツ関係の補助金かということで、判断させていただきましたが、当初は伊方町スポーツ大会参加補助金交付要綱に基づいて半額の補助と判断させていただきました。ただ、議員おっしゃるように吹奏楽部、同じ中学校内でありながら、吹奏楽部については学校行事として補助を行いましたことと、それか

らこの主催につきましても日本野球連盟主催ではございますが、これは伊方中学校として、出場するものでございますので、これに関しましては、学校行事とみなせるという判断のもと、改めて精査いたしました結果、伊方町学校補助金交付要綱に基づく補助が適切であると判断させていただきました。その結果、補助額が増額となり、今回補正をさせていただいております。以上です。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） そういった中で、心配されるのは、今後いわゆる補助金の、他の事業もそうなんですけども、補助金というもののいわゆる性質ですよ、これも他にもいろいろな補助金があるそういった中で整合性がとれるのか、非常にこう心配されるわけなんですよね。そこらの今局長がいったようにこれはこうだからってというのは、そうなのかわかりませんが、心配されるのは、町民はいわゆるこういうことなのよといったときに、じゃあ他の団体とか、例えば今後もし子供たちが全国大会に行くのも多々あると思うんですよ。そういったところで、混乱を招くんじゃないかなという心配が一番もつとるわけなんですよね。そういったところで、今後のそういう補助金、学校行事でも構いませんけども、他の補助金もあると思うんですよ、そういう統一性が図れるのかどうなのか。私はそれを一番心配するところなんですけど、その見解についてちょっとお伺いをいたします。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 失礼します。今後のことについて、説明が不足しておりました。誠に申し訳ございません。今回から伊方町内の中学校の部活動において、学校名で参加する県予選を得た日本スポーツ協会が主催し、国または地方公共団体が後援している大会においても伊方町学校行事補助金交付要綱の対象としたいと考えております。前回の判断では、一つの大きな判断材料として、主催が全日本軟式野球連盟主催というところがございました。これまでの関連によりますと、中学校体育連盟主催のものに対して、補助を行っておりましたので、これまでの経緯に照らし合わせ今回の主催が違うということでスポーツの方で補助することとしておりましたが、今後については、その主催についても幅広く捉えて、学校行事の対象としたいと考えております。以上です。

○議長（小泉和也） 他の補助金の関係になると教育委員会だけじゃないので、町長か。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議員おっしゃるようにその時々で補助率が変わるというふうなことがあってはならないことだと思います。町民に対してもしっかりと説明できるような基準をもって、判断をしなければならない。そういったことで教育長とも今回の件について相談をして、学校行事として、・・・については10分の10に取り上げるというふうなくくりで、他の事業との兼ね合いもクリ

アできると判断をして、今回このような判断に至ったわけでございます。他のものとの整合性も取れるというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小泉和也） 山本議員

○議員（山本吉昭） 非常にこう町民の目線からすれば、えっというような思いもあろうかと思えますけれども、最後に今局長は、中学校のことについてと言ったわけなんですけれども、これは例えば、こういう大会があるかどうか分かりませんが、小学校にしても高校にしても多分にそういう大会はあります。なぜ中学校だけなの。これもまた不思議やなど、ちょっとなぜそうなのという思いもあると思うんでね、そこらはどういう捉え方なのかなと、やっぱ町内の子供たちがそういうふうに全国大会に行く場合は、整合性が取れる。補助金の支出の仕方じゃなければ納得いかないんじゃないかなと思うんですけども、そこらをですね、ちょっと教育長さんにお伺いいたします。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） 今山本議員さんの質問、非常にこう考えさせられるところはあるんですけども、この分の整合性ということですけども、伊方町学校行事補助金交付要綱これにつきましては、義務教育、補助ということで、従来全額支給というようなことを行っております。例えば、ロボコン大会とかブラスバンド部の全国大会とか、それから全国中学校体育大会、全中の大会についての出場これについては、全額補助というようなかたちを行っております。小学校についてということですけども、小学校の義務教育についての全国大会というのはございません。中学校につきましては、この学校行事補助金交付要綱それからスポーツ大会参加補助金交付要綱、この二つがありますけれども、これにつきましては、要綱は触っておりません。今回要するに伊方中の軟式野球が学校行事と捉えるかどうか。そういう判断をさせていただきました。判断したところこの行事につきましては、平日を取って行う行事ということで、学校行事に該当するだろうということで、学校行事という判断をさせていただきました。それに加えて、同じ学校内で片方は全額、片方は半額。従来の考えであればそうだったんですけども、これを説明するときに非常に判断が難しいということがございまして、保護者の心情、子供たちの心情を考えたときに、なぜ同じ学校で、同じ部活で、方や全額、方や半額というのがあるのということです。そういうことも考えました。それから保護者の経済的な負担、義務教育で賄うということ、そういうことも考えましたときにこの案件につきましては、学校行事としての全額補助ということが適当であろうと思いました。そういう判断のもとにさせていただいたわけでございます。以上です。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）

4 項 社会教育費（57 頁～60 頁） 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費（60 頁～61 頁） 質疑ありませんか。

11 款 災害復旧費

1 項 災害復旧総務費（62 頁） 質疑ありませんか。

2 項 公共土木施設災害復旧費（62 頁） 質疑ありませんか。

12 款 公債費

1 項 公債費 (62 頁) 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、歳入に入ります。11 頁をお開ください。

6 款 法人事業税交付金

1 項 法人事業税交付金 (11 頁) 質疑ありませんか。

8 款 自動車取得税交付金

1 項 自動車取得税交付金 (11 頁) 質疑ありませんか。

9 款 自動車税環境性能割交付金

1 項 自動車税環境性能割交付金 (11 頁) 質疑ありませんか。

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税 (11 頁) 質疑ありませんか。

12 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金 (11 頁) 質疑ありませんか。

13 款 分担金及び負担金

1 項 分担金 (12 頁) 質疑ありませんか。

2 項 負担金 (12 頁) 質疑ありませんか。

14 款 使用料及び手数料

1 項 使用料 (12 頁～13 頁) 質疑ありませんか。

2 項 手数料 (13 頁) 質疑ありませんか。

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金 (13 頁) 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金 (14 頁～15 頁) 質疑ありませんか。

16 款 県支出金

1 項 県負担金 (15 頁～16 頁) 質疑ありませんか。

2 項 県補助金 (16 頁～17 頁) 質疑ありませんか。

3 項 委託金 (18 頁) 質疑ありませんか。

17 款 財産収入

1 項 財産運用収入 (18 頁) 質疑ありませんか。

18 款 寄附金

1 項 寄附金 (18 頁) 質疑ありませんか。

19 款 繰入金

1 項 特別会計繰入金 (19 頁) 質疑ありませんか。

2 項 基金繰入金 (19 頁～20 頁) 質疑ありませんか。

21 款 諸収入

2 項 町預金利子 (20 頁) 質疑ありませんか。

5 項 貸付金元利収入 (20 頁) 質疑ありませんか。

7 項 雑入 (20 頁～22 頁) 質疑ありませんか。

22 款 町債

1 項 町債 (22 頁～23 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

暫時休憩いたします。

休憩 13 時 48 分

再開 13 時 49 分

○議長（小泉和也） 再開いたします。次いで、表紙に帰って「繰越明許費第 2 条第 2 表」第 2 表は、6 頁から 7 頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って「地方債の補正第 3 条第 3 表」第 3 表は、8 頁にあります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 19 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号「令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 11 号）」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は 14 時から。

休憩 13 時 50 分

再開 14 時 00 分

議案第 20 号

○議長（小泉和也） 再開いたします。日程第 21「令和 3 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 20 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長(林 栄作) 議案第 20 号 令和 3 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,203 万 2 千円を減額し、総額を 15 億 9,387 万 9 千円。直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,986 万 8 千円を減額し、総額を 4 億 5,719 万 2 千円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、7 頁をお願いいたします。2 款 1 項療養諸費は、療養給付費等の決算見込みにより、2,690 万円を減額しております。

8 頁をお願いします。2 款 2 項高額療養費につきましては、決算見込みにより、389 万 1 千円減額しております。

10 頁をお願いします。7 款 1 項基金積立金は令和 2 年度単年度の収支額を基に、3,696 万 4 千円を計上しております。

11 頁をお願いいたします。9 款 2 項繰出金は、へき地直営診療所の運営費に係る、特別調整交付金の交付見込額に合わせて、2,300 万 7 千円減額しております。

次に歳入でございますが、6 頁をお願いいたします。4 款 1 項県補助金は、今年度の交付見込額に基づき、5,446 万 6 千円を減額しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。

九町診療所の歳出からご説明いたしますので、30 頁をお願いいたします。2 款 1 項医業費は、決算見込みにより 141 万 9 千円減額しております。

これに対する歳入ですが、28 頁をお願いいたします。5 款 2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、160 万 5 千円増額しております。

次に、瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、37 頁をお願いいたします。1 款 1 項施設管理費は、人件費等の減により 258 万 7 千円減額しております。

38 頁をお願いいたします。2 款 1 項医業費は、決算見込みにより、1,157 万 8 千円減額しております。

これに対する歳入ですが、35 頁をお願いいたします。5 款 1 項他会計繰入金は、決算の推計により、227 万円増額しております。

36 頁をお願いします。5 款 2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、2,103 万 7 千円減額しております。

次に、串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、46 頁をお願いいたします。2 款 1 項医業費は、決算見込みにより、467 万円減額しております。

これに対する歳入ですが、43 頁をお願いいたします。1 款 2 項外来収入は、決算見込みにより、230 万円減額、1 款 3 項その他の診療報酬収入は、決算見込みにより、164 万 2 千円増額しております。

44 頁をお願いします。5 款 2 項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、357 万 5 千円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号「令和 3 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 21 号

○議長（小泉和也） 日程第 22「令和 3 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 21 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議案第 21 号 令和 3 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、予算総額から、歳入歳出それぞれ 97 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,959 万 8 千円とするものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますので、5 頁をお開き願います。1 款 1 項 1 目給食費徴収金につきましては、学校行事等の影響により、当初予定しておりました給食数より、約 3,300 食の減となるため、現年度分を 106 万 1 千円の減額、また、滞納繰越分を現在の収納状況の見込みにより、5 万 9 千円減額しております。2 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、検食用の材料費等の実績を見込み、5 万 1 千円を計上しております。3 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金といたしまして、8 万 4 千円を計上しております。4 款 1 項 1 目諸収入につきましては、消費税還付金を 9 千円計上いたしております。

次に歳出につきましてご説明いたしますので、6 頁をお開き願います。1 款 1 項 1 目給食費につきまして、先ほどの歳入予算の減額に伴い、賄材料費を 97 万 6 千円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号「令和 3 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 22 号

○議長（小泉和也） 日程第 23「令和 3 年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 22 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（小泉和也） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 22 号 令和 3 年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

補正内容は、本会計を令和 4 年度から一般会計に一元化するため、歳出予算科目に繰出金を計上したものでございます。

予算額は、歳入歳出の予算総額の変更を行わず、歳出予算科目の新設及び組替えを行ったものでございます。

歳出予算、3 頁をお願いいたします。歳出の組替えといたしまして、2 目港湾管理費の 27 節に一般会計へ財源を繰出しするために繰出金を新設し千円を計上し、組替え用財源として、12 節委託料 1 千円を減額しております

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号「令和 3 年度伊方町港湾整備特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 23 号

○議長（小泉和也） 日程第 24「令和 3 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 23 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第 23 号 令和 3 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 94 万 9 千円を減額し、1 億 8,018 万 5 千円とするものでございます。

歳出より、ご説明いたしますので、6 頁をお願いいたします。2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料算定額の減額変更に伴い、59 万 1 千円減額しております。

7 頁をお願いいたします。4 款保健事業費は、健康診査の受診者数の減少に伴い、委託料を 23 万 4 千円減額しております。

次に歳入でございますが、5 頁をお願いいたします。1 款保険料は、収納見込み額により、55 万 9 千円減額しております。5 款 3 項受託事業収入は、健康診査の受診者数の減少に伴い、17 万 2 千円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 23 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号「令和 3 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 24 号

○議長（小泉和也） 日程第 25「令和 3 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 24 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（中田克也） 議長

○議長（小泉和也） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中田克也） 議案第 24 号 令和 3 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、介護保険事業における給付実績等をもとに、今後の支出見込み額を精査し、必要となる予算といたしまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 176 万 5 千円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ 14 億 3,453 万 8 千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 175 万 7 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,196 万 2 千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、9 頁をお願いいたします。2 款保険給付費でございますが、1 項介護サービス等諸費では、決算見込みにより、1,088 万 5 千円を減額しております。11 頁から 12 頁の 6 項特定入所者介護サービス等費につきましては、決算見込みにより、604 万 4 千円を減額しております。

次に、5 款地域支援事業費でございますが、13 頁の 3 項包括的支援事業・任意事業費で 224 万 2 千円の減額、14 頁の 4 項包括的支援事業（社会保障充実分）で 147 万 6 千円を減額しております。6 款 基金積立金では、決算見込みにより 2,022 万 9 千円を追加しております。

これに係る歳入ですが、6 頁をお願いいたします。1 款 1 項介護保険料は保険料額の改定により、1,169 万 6 千円の増額。4 款国庫支出金、7 頁の 5 款支払基金交付金、6 款県支出金につきましては、介護給付費等の決算見込み額から算出した、負担金・補助金等の決算見込み額により、補正計上しております。

次に、8 款 1 項一般会計繰入金につきましては、決算見込み額から算出した一般会計負担分について、326 万 9 千円を減額しております。

8 頁の 2 項基金繰入金につきましては、決算見込みにより 1,677 万円を減額しております。

続いて、介護サービス事業勘定ですが、29 頁をお願いいたします。歳出の 1 款サービス事業費、1 項介護予防サービス事業費でございますが、人件費等の減額により、総額で 175 万 7 千円を減額しております。

これに係る歳入でございますが、28 頁をお願いいたします。1 款 1 項介護予防給付費収入につきましては 13 万 9 千円の増額、2 項介護予防ケアマネジメント費収入で 95 万 3 千円の減額、2 款繰入金で 94 万 3 千円を減額しております。

以上、令和 3 年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 24 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号「令和 3 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 25 号

○議長（小泉和也） 日程第 26 「令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 25 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 25 号 令和 3 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 718 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入

歳出それぞれ2億3,507万3千円とするものでございます。

まず歳出であります。8頁をお願いいたします。主なものとしまして、1款1項1目公共下水道管理費の10節、需用費は実績見込みとして11万9千円を減額しております。12節、委託費は203万3千円を減額しております。これは、処理場運転保守管理委託費の入札減及び汚泥処理量の減、公営企業法適用移行支援業務委託の入札減によるものでございます。13節使用料及び賃借料は29万4千円を減額しております。これは、災害時等の停電対応に伴う発電機リース料の減によるものでございます。14節工事請負費は266万1千円を減額しております。これは、維持管理修繕工事の実績見込みとしております。18節負担金補助及び交付金を150万円減額しております。これは、下水道接続促進事業補助金の実績見込みとしております。2款1項1目公共下水道建設費、8節旅費、11節役務費はそれぞれ実績見込みとして減額しております。14節工事請負費につきましては、今年度分の公共枅設置工事の実績見込みにより55万1千円の減額としております。

続きまして歳入ですが、6頁をお願いいたします。1款1項1目公共下水道使用料を161万6千円減額、3款1項1目一般会計繰入金から550万9千円を減額補正しております。

3頁をお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。2款1項公共下水道建設費ですが国費事業分の2事業の2,412万1千円としております。繰越理由につきましては、伊方町公共下水道管路施設ストックマネジメント修繕改築計画等策定業務及び伊方町公共下水道ストックマネジメント調査設計等業務については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により施設情報の収集整理・現地踏査及び修繕改築計画に不測の日数が掛かったのと、交通誘導員がコロナ渦により人員確保困難等により年度内完成が難しくやむなく繰越をお願いするものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第25号「令和3年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第26号

○議長（小泉和也） 日程第27「令和3年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第1号）」議案第26号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 26 号 令和 3 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 777 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6,601 万 5 千円とするものでございます。

まず歳出であります。7 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目小規模下水道管理費でございますが、実績見込みとして減額しております。主なものとして、12 節委託料は各処理場運転保守管理委託費の入札減により 239 万 8 千円減額しております。18 節負担金補助及び交付金を 300 万円減額しております。これは、下水道接続促進事業補助金等の実績見込みとなったためでございます。1 款 1 項 2 目の小規模下水道建設費でございますが、主なものとして 14 節工事請負費は国費事業分の佐田岬頂上開発処理場二酸化炭素排出抑制対策工事等の入札減により 212 万 8 千円を減額しております。3 款基金積立金ですが、佐田岬リゾート開発の協力金 1 件 10 万円と小規模下水道維持基金の利息を積み立てるものでございます。

続きまして歳入ですが、5 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目下水道使用料を 45 万 3 千円を減額補正しております。事業費等の確定により 3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 443 万円を減額し、3 款 2 項 1 目基金繰入金を 193 万 8 千円の減額、4 款 1 項 1 目消費税還付金は令和 2 年度分の消費税及び地方消費税の確定に伴う還付金として 1 万 2 千円の減額、佐田岬リゾートの協力金 10 万円の増額補正としております。

6 頁をお願いいたします。7 款 1 項 1 目国庫支出金は事業費確定により 103 万 8 千円を減額補正としております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 26 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号「令和 3 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 27 号

○議長（小泉和也） 日程第 28「令和 3 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 27 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 27 号 令和 3 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 316 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,579 万 8 千円とするものでございます。

まず歳出であります。7 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理でございますが、実績見込みとして減額しております。2 款 1 項 1 目建設改良費でございますが、事業量の確定に伴い減額しています。主なものとして 15 節工事請負費 95 万 4 千円及び 18 節負担金・補助及び交付金の合併処理浄化槽転換促進事業補助金等の 165 万円を減額しております。

次に歳入ですが、5 頁をお願いいたします。事業費の確定の実績見込みとして、1 款分担金及び負担金 27 万 6 千円、2 款使用料 65 万 1 千円、3 款国庫支出金 219 万 4 千円、4 款県支出金 44 万 7 千円それぞれ減額しております。5 款一般会計繰入金は補助対象とならない工事分の増額に伴い 51 万 6 千円の増額としております。

6 頁をお願いいたします。6 款諸収入は消費税還付金の確定により 10 万 9 千円を減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 27 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号「令和 3 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 28 号

○議長（小泉和也） 日程第 29 「令和 3 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 3 号）」議案第 28 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（小泉和也） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 28 号 令和 3 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

表紙の第 2 条収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして、7,560 万 3 千円を増額し、総額を 4 億 1,239 万 6 千円とするものです。

主に、第 1 項営業収益におきましては、428 万 1 千円を減額。第 2 項営業外収益におきましては、7,989 万 5 千円を増額。主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分とし

て他会計補助金 8,000 万円を計上したことによるものです。

次に支出ですが、水道事業費用を 380 万 6 千円を減額し、総額を 3 億 9,352 万円 6 千円とするものでございます。主に、第 2 項営業外費用につきまして、補正予算に伴う消費税の再計算により 345 万 3 千円を減額したことによるものです。

次の頁をお願いいたします。第 3 条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入に 9,150 万円を減額し、総額 2,987 万 1 千円とし、資本的支出におきまして、1,364 万円を減額し、総額 1 億 9,026 万 7 千円とするものです。これは、第 1 項建設改良費において、事業費が確定したことにより減額したものでございます。第 4 条につきましては、予算 5 条に定めた継続費の総額及び年割額を実績にて改めています。第 5 条についても予算 8 条に定めた経費、職員給与の金額を改めています。

以下、予算に関する説明書の 1 頁から 12 頁までにつきましては、補正予算実施計画書、補正予算実施計画明細書を、13 頁以降につきましては、令和 3 年度予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書及び令和 3 年度予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 28 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号「令和 3 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 29 号～議案第 38 号

○議長（小泉和也） 日程第 30「令和 4 年度伊方町一般会計予算」議案第 29 号から日程第 39「令和 4 年度伊方町水道会計予算」議案第 38 号までの予算関係 10 議案を会議規則第 37 条の規定に基づき一括審議といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 29 号 令和 4 年度伊方町一般会計予算から議案第 38 号 令和 4 年度伊方町水道事業会計予算までの 10 議案の説明を申し上げます。

まず、令和 4 年度伊方町一般会計予算でございますが、予算総額は 99 億 202 万円で、前年度対比 16.47%、14 億 11 万 1 千円の増額となっております。

令和 4 年度に盛り込んだ歳出予算の特色といたしまして、保健・医療・福祉の分野におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種経費に 3,662 万 7 千円、結婚新生活支援事業に 540 万円を、

社会基盤の分野では、一般廃棄物最終処分場の実施設計業務委託に 5,590 万 3 千円、町道伊方越臨港線道路災害復旧工事に 9,900 万円を、防災・減災の分野では、消防団 I P 無線機整備事業に 353 万 7 千円、消防ポンプ格納庫解体・新築工事に 4,290 万円を、移住・定住の分野では、中道団地屋根等改修工事に 2,739 万円、地域おこし協力隊起業支援事業に 200 万円を、産業・観光の分野では、アワビ増殖用プレート設置工事に 424 万 6 千円、佐田岬観光公社との連携事業に 2,287 万 7 千円を、教育・スポーツ・文化の分野では、小中学校情報機器更新事業に 4,179 万 2 千円、伊方町地域博物館等整備工事に 4 億 8,680 万円を、住民協働・行財政の分野では、新規事業・事業継続チャレンジ支援事業に 900 万円、ふるさと納税関連経費に 6,174 万 3 千円を、その他、民間との連携施策として伊方町チャレンジフィールドプロジェクトの推進に 2,288 万円、地域プロジェクトマネージャーの導入に 678 万 9 千円を計上いたしております。

これに対します歳入は、固定資産税ほか町税に 39 億 862 万 2 千円、地方交付税に 22 億 2,000 万円、国庫支出金に、電源立地地域対策交付金及び原子力発電施設基盤整備支援交付金（廃炉分）など、9 億 9,261 万 3 千円、県支出金に、原子力発電施設基盤整備支援交付金（再稼働分）など、8 億 3,292 万 5 千円、繰入金に、公共用施設維持運営基金繰入金など、10 億 4,749 万 5 千円、最後に、町債は、合併特例事業など、3 億 1,340 万円を計上いたしております。

以上、令和 4 年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計及び企業会計における各会計の総額は、国民健康保険特別会計の事業勘定に 16 億 9,609 万 6 千円、3 診療所の直営診療施設勘定に 4 億 8,135 万 9 千円、学校給食特別会計に 3,113 万 2 千円、後期高齢者医療保険特別会計に 2 億 17 万 1 千円、介護保険特別会計の保険事業勘定に 14 億 138 万 6 千円、介護サービス事業勘定に 1,210 万 4 千円、公共下水道事業特別会計に 2 億 2,015 万円、小規模下水道事業特別会計に 6,217 万 4 千円、特定地域生活排水処理事業特別会計に 4,930 万 6 千円、風力発電事業特別会計に 5,872 万 7 千円、最後に、水道事業会計に 5 億 4,995 万 5 千円を計上しております。

以上、一般会計、特別会計 8 会計及び企業会計を合わせた全 10 会計の予算総額は、146 億 6,458 万円で、前年度対比 10.32%、13 億 7,197 万 3 千円の増額となっております。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、改めて担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） お諮りいたします。只今、説明のありました令和 4 年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手元に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ各常任委員会へ付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和 4 年度伊方町一般会計予算以下、予算関係 10 議案を総務文教厚生、産業建設の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

散会宣告

○議長（小泉和也） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて、散会するものがありますが、本期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。10日は、休会。11日は、午前10時から各常任委員会合同によります令和4年度予算の審議を行います。12日から15日は、休会。16日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会時間 14時45分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員